

議案第15号

【街づくり支援部建築課】

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、都市計画が変更された六本木・虎ノ門地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるものです。

【六本木・虎ノ門地区の街づくりの概要】

本地区は、桜田通りや麻布通りなどに囲まれた地区の中央に位置し、安全で住みよい、うるおいとやすらぎに満ちた都市空間を創出することを地区の目標としています。道路ネットワークや歩行者ネットワークの形成を図り、緑あふれる地域全体の魅力を活かしながら、国際交流拠点にふさわしい、誰もが快適に暮らせるまちづくりが進められています。

【条例改正の内容】

- ・地区整備計画の区域について、条例で引用している東京都告示番号を変更します。
- ・計画地区に新たに「D街区」を加え、建築してはいけない建築物、建築物の壁面の位置及び建築物の高さの最高限度を定めます。

【施行期日】

公布の日

【位置図】

